

**様式の変更はできません（行数を増やすのは可）**

特許・実用新案  
意匠 記入例

日付は提出日

様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

↓  
平成30年6月10日

公益財団法人 栃木県産業振興センター  
理事長 浅香 達夫 様

住所は〒、都道府県名もご記入ください

貴社名、代表者様の役職をご記入ください

申請者 { 住所 〒321-3226  
栃木県宇都宮市ゆいの杜 - -  
名称 ○株式会社  
代表取締役 特許一郎 印

本年度の年号を忘れず  
にご記入ください。

平成 30 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
（中小企業等外国出願支援事業）  
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱（中小企業等外国出願支援事業）（平成29年3月28日付け20170310特第5号）及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成30年3月29日付け20180320特第2号）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに ）

<input type="radio"/>	法人
<input type="checkbox"/>	個人事業者
<input type="checkbox"/>	事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	NPO法人

必ずチェックを入れてください

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
10,000 千円	24 人	〇〇製造業

【確認事項（ にチェック）】

- 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）  
大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
  - ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
  - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

この欄も忘れずに 印をご記入ください

3. 申請案件種別（いずれかに ）

（外国出願）

<input type="radio"/>	特許出願
<input type="checkbox"/>	実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	商標登録出願

（参考：国内出願）

<input type="radio"/>	特許出願
<input type="checkbox"/>	実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	商標登録出願

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに（複数可））

	パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
○	特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願○○○○-○○○○○○	出願日	20 年○月○日
PCT国際出願番号 PCT国際出願の場合のみ	PCT/JP○○○○/○○○○○○	出願日	20 年○月○日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	株式会社		
登録番号		登録日	
権利者	株式会社・ 株式会社		
発明・商標等の名称	装置		
発明・商標等の内容	○○装置とは○○を○○処理するために用いられるものであって、 A要素とB要素とC要素を備えている。さらに本発明に係る○○装置ではD 1要素を備えている。これにより○○処理にかかる時間を短縮できる。		

「4.」で に を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

「4.」で に を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「5.」の記入は不要です。

基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有	○	無	
---	---	---	--

（有の場合）

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合
○○株式会社	50%	50%
株式会社	50%	50%

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	〇〇装置
発明・商標等の内容	〇〇装置とは〇〇を〇〇処理するために用いられるものであって、A要素とB要素とC要素を備えている。さらに本発明に係る〇〇装置ではD1要素を備えている。これにより〇〇処理にかかる時間を短縮できる。
出願人	〇〇株式会社
発明者等	〇〇 〇〇
出願(予定)国	米国、タイ
出願スケジュール	米国2018年11月中旬 タイ 2018年11月下旬
審査請求スケジュール (審査請求制度があるもののみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 出願と同時(同日)(注1)を行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他( )
基礎となる国内出願又は権利範囲に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	<p style="color: red;">採択後の、実際に出願する段階になってからの変更はできません。基礎出願の権利範囲の一部を変更する場合は、必ず記入。申請可能な変更については「申請者(中小企業等)向 Q&amp;A」Q27をご参照ください。</p>

いずれかをチェック

「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。  
 「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合(実用新案権を特許権に変更して出願)

「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

「4.」で に を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う

「間接補助交付金額」と(内訳)「間接補助申請額」は同額(=イコール)  
 税抜き金額・助成対象経費の1/2、千円未満切捨て

8. 間接補助金交付申請額

592,000 円

(内訳)

(単位:円)

国名/合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計/合計
米国	84,000	133,000	207,000	450,000	874,000
タイ	1,500	102,500	207,000	0	311,000
外国出願経費合計	85,500	235,500	414,000	450,000	1,185,000
助成対象経費	85,500	235,500	414,000	450,000	1,185,000
持ち分に応じた対象経費					1,185,000
間接補助金申請額					592,000

共同出願の場合には、助成対象経費の合計に持分比率をかけた金額を記入する。  
 例: 50%の場合: 1,185,000の50%=592,500となり、補助金申請額はその1/2、千円未満切捨てで296,000となる

国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

## 9. 外国特許庁への出願の動機・目的

- ・権利取得について、以下 ~ の項目についてなるべく具体的に記入してください。
  - ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。
- 権利取得の動機  
事業の目的(模倣品対策、技術保護だけでなく出願予定国において事業を行う目的)

**<文例>** \*注意: 下記は ~ に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

弊社は〇〇処理する〇〇装置を日本で製造し、全世界で販売している。

一般に〇〇処理には長時間を要することが課題であるが、今回D1要素を付加することで、〇〇処理の効率化を実現した。この発明に係る特許を取得することにより模倣品の製造・販売を防止し、弊社の〇〇装置の市場占有率を大幅に拡大できると考えている。

米国

特許取得による技術的優位性をアピールし、同国における販路拡大を図ることを目的とする。特に……

タイ

2019年度中には日本からタイ現地生産法人への製造移管を予定しており、同国での模倣品製造を防止し、販売機会ロスの撲滅・削減を図ることを目的とする。また……

## 10. 出願(予定)国における事業展開計画(出願(予定)国を選んだ理由も含む)

- ・事業展開計画について以下 ~ の項目について、なるべく具体的に記載してください。
  - ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記載してください。
- 市場ニーズ・市場規模  
事業面の強み(販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等)  
海外展開携帯(製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等)  
事業展開計画(推進体制、推進スケジュールを含む)  
現在どの程度まで計画が進んでいるか進捗がわかるように記載してください。  
予想される売上高・利益額
- ・現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料がある場合は、別途添付してください。
  - ・ガントチャート等事業展開計画の詳細を示す資料がある場合は別途添付可能です。
  - ・投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを別途添付可能です。
  - ・ジェットロが実施する海外展開支援を受けている場合は、その旨を記載してください。

**<文例>** \*注意: 上記は ~ に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

米国

同国には、当装置を必要とする 関連企業がいくつかあり、約 億円という大きな市場である。

同国の 社とは10年前から代理店契約を結んでおり、いくつかの現地顧客を有している。

また、顧客からの品質評価も非常に高い。

日本からの輸出という形態で販売するが、2018年からはタイからの輸出も予定している。

2018年 月～ 月にかけて、営業担当の 常務が、既存顧客A社及び新規顧客候補B社を訪問し商談を行う予定である。また同年 月に、 で行われる世界最大規模の 展への出展に向けて、社長直轄のプロジェクトチームを編成して、準備をすすめている。

出展後は、 常務が代理店 社と連携しながらフォローを行い、新規顧客の獲得へと繋げる予定である。

弊社の同国でのシェアは現在約 %であるが、当該特許に基づく新機能付加の効果により市場優位性が増し、 %位まで拡大可能と考えている。売上高は 億円、営業利益は 億円を見込んでいる。また、…

#### タイ

同国には、当装置のニーズは殆どなく、市場規模は大きくない。従って、同国での販売は計画していない。

同国労働力を活用し、2018年度中には 装置の現地生産を計画している。これにより低コスト生産体制が構築でき、品質面だけでなく価格面でも競合他社に対して有利に展開できると考えている。

2017年 月よりジェトロバンコク事務所に協力いただいて、現地生産法人設立の概略計画及びその検証は完了した。現在、生産担当の 専務を責任者として、実施計画を作成中である。2018年 月までの許認可取得・工場建設着手により、2019年度中の生産開始に間に合わせる予定である。

現地生産法人での売上高は 億円、営業利益は 億円を見込んでいる。また…

## 11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

- ・製品の用途・使用方法等を記入してください。
- ・出願する技術・意匠等が製品のどの部分に活かされているかを記入してください。
- ・製品のパンフレット等がある場合は、別途添付してください。

### <文例>

本製品は、〇〇の技術において、〇〇する際に使用される。利便性向上の観点から、〇〇処理が速やかに行われることが好ましく、本発明の〇〇装置によれば、〇〇部分にD1要素を付加することで利便性の向上が図られる。 また…さらに…

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

調査条件 < 必須項目 >

調査データベース 調査種類 調査対象範囲 検索式 調査実施者  
(調査経験年数又は調査担当件数) を記入してください。

調査結果

- ・国際調査報告書が既に作成されている場合には同報告書の写しを添付してください。
- ・調査会社による調査報告書がある場合には同報告書の写しを添付してください。
- ・物件として、先行技術を示す公報等を添付する場合、該当する場所(段落等)にマーカー等で印をつけるか、該当箇所を記入してください。

< 文例 >

調査条件

調査データベース:特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

調査種類:公開特許公報、特許公報、公開実用新案公報、実用新案公報

調査対象範囲:19 年 月 日~20 年 月 日

検索式:キーワード(例えば「 装置」、「A 要素」、「B 要素」、…)や IPC 分類、

調査件数(スクリーニング件数)等

調査実施者:弁理士 (調査経験12年)

調査結果

文献1:特開 ー 号公報 文献2:特開平 ー 号公報  
文献3:特開 ー 号公報

以下についても、可能な範囲でご記入ください。

調査結果の中で近い、また、類似と思われる特許・実用新案公報等の概要について段落番号や図番を明示して記載してください。なお、調査結果によっては、一般的な従来技術を示すものとなっても構いません。

新規性等について、先行技術、先行意匠、類似商標との相違点を詳しく記載してください。

文献1の要旨:

文献1には、…「A 要素」、「B 要素」及び「C 要素」からなる 装置が記載されている(段落[0012]~[0021]、図1及び図2参照)。

また、文献1には、…

文献2の要旨:

文献2には、…「D2 要素」を有する × × 装置が記載されている(段落[0024]及び図4参照)。 また、文献2には、…

文献3の要旨:

文献3には、…「D2'要素」を有する × × 装置が記載されている(段落[0040]及び図7参照)。 また、文献3には、…

相違点:

文献1には、本発明の前提構成が記載されているが、「D1 要素」が記載されていない点が相違する。文献2及び文献3には、それぞれ「D2 要素」、「D2'要素」が記載されているが、本発明には「D1 要素」が記載されている点が相違する。「D1 要素」と「D2 要素」、

「D2'要素」とでは機能は共通するが、 部分の形状が異なっている。また、…さらに、…

補正:

ISRにおいて進歩性を有していないと指摘された請求項4～5については、移行時に削除する予定。

移行時に補正を行う予定の場合は、その補正内容を明記してください。

) 特許庁では、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。

外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には、各都道府県所在の「知財総合支援窓口」をご活用ください。

<http://chizai-portal.inpit.go.jp/index.html>

(知財総合支援窓口：全国共通ナビダイヤル 0570-082100)

### 13. 過去における出願実績及び権利取得状況 (国内及び外国)

・権利の種類、取得した国名、取得日を記載してください。  
(特に申請内容に関連する技術の権利は必須)  
・多数ある場合、主要な権利5件程度でかまいません。

<例>

取得国又は出願国	権利の種類	名称	登録/出願番号	取得/出願日
日本	特許	装置	特許第 号	2015/07/01
日本	特許	方法	特許第 号	2015/07/01
タイ	商標		商標登録第	2012/07/01
ベトナム	商標		商標登録第	2010/11/10
日本	商標		商標登録第	2010/01/20

他 件(国内 件、海外 件)

### 14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等 (選任代理人)

選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類 (間接補助金交付の必要書類) を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

事務所名: ○○特許事務所  
所在地: 〒○○○-○○○ ○○県○○区○○……………  
代表者: ○○ ○○  
担当弁理士: ○○ ○○  
連絡先: (電話番号) ×××-×××-××××  
(メール) ××××@××.××.jp

電話番号・メールアドレスを必ずご記入ください。

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに ）

可	<input type="radio"/>	不可	<input type="checkbox"/>
不可を選択した場合にはその理由			

交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに ）

有	<input type="radio"/>	無	<input type="checkbox"/>
---	-----------------------	---	--------------------------

（有の場合のその内容）

補助事業者名 （自治体等）	申請 1: (独)日本貿易振興機構 申請 2: (公財)東京都中小企業振興公社
対象となる案件の出願番号	申請 1: 特願○○○○-○○○○○○○(ジェトロ申請とは同案件) 申請 2: 特願○○○○-○○○○○○○(ジェトロ申請とは別案件)
出願国	申請 1: 中国(出願国は違う) 申請 2: 中国・欧州
助成制度の内容	申請 1: 「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」で採択済み 申請 2: 「外国特許出願費用助成事業」に申請中

すべての項目を必ず確認し、チェックをお願いします

17. 確認事項（ にチェック）

- ☒ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 1 1 条に定める事項（様式第 3 による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☒ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 2 1 条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- ☒ 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☒ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 4 条（ 4 ）及び第 2 1 条に定める事項（補助事業完了後 5 年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- ☒ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 4 条（ 5 ）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。

部署名、役職名等も省略しないで記入してください

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	知的財産課 課長 知財 太郎
電話番号	××-××××-×××××
メールアドレス	××××@××××.jp



申請書提出日以前

様式第1-1の別紙第1（選任代理人に依頼しない場合は不要）

年 月 日

株式会社  
代表取締役 様  
(申請者)

選任代理人 住所 〒107-6006  
名称 東京都港区赤坂 - - 国際特許事務所 印

年度を2箇所にご記入ください。

事務所名も必ずご記入ください。

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

## 記

### 協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出
  - (1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類  
外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）  
マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）の場合  
日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知  
（マドプロ出願の願書【MM2】及び付随書類を含む）  
なお、事後指定の場合は、マドプロ出願の願書【MM4】のみで可  
国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）
  - (2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類  
現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）  
現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書  
送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表  
現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望するから他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート  
外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表等）  
その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）  
「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費が否かわかる内訳書  
発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（1\$ = 円等）も記載すること。  
交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、様式第1-2の別紙第2（証明書）を提出する場合は、上記の . の提出は不要とする。

### マドプロ出願の場合

国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等  
国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）  
その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(イ)経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用(「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示)を分けて記載すること。また、国際事務局(WIPO)への送金の際の為替レート(1CHF=円等)も記載すること。

出願国において、日本の中小企業も利用できる出願料等の減免制度がある場合は、積極的に活用すること。

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁及び国際事務局(WIPO)が発行する出願受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

3. 申請者・補助事業者からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

必ずチェックを入れてください。

確認事項( にチェック)

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第4条(1)に定める事項(本補助金に申請・採択された内容と異なる出願(出願の変更)は認められない点)について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第21条に定める事項(放棄又は取下げ等を行わないこと)を確認した。
- 出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に対し明確に説明した。

本書類は採択後、実績報告の際にご提出ください。  
(申請時に提出いただいても無効となります)

日付は採択日以降  
実績報告書提出日以前

様式第1-1別紙第2

株式会社  
代表取締役 様  
(申請者)

選任代理人

〒107-6006  
東京都港区赤坂 - -  
国際特許事務所

印

年度をご記入ください

発明の名称等をご記入ください

証明書

事務所名も忘れずご記入ください

平成 30年度 中小企業国際的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)の交付決定を受けた案件(「 (基礎出願又は外国出願の標章等案件を特定するものを記載) 」)に関し、貴社(個人事業主の場合は貴殿)に対する請求の立替金(現地代理人からの請求部分)について、下記の1.及び2.を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記1.及び2.に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1. 外国特許庁への出願費用(外国特許庁費(オフィシャルフィー等))  
現地代理人からの当該部分に係る請求が、出願国における特許等知的財産権を所管する行政機関が公表している料金と整合していること。  
料金減免制度等を利用した場合は、軽減後の料金。
2. 現地代理人に対する支払いの際に使用する為替レート  
請求書に記載した為替レートが、送金金融機関が設定する送金日の為替レートと合致していること。なお、現地代理人から、実際に支払った現地通貨ではなく、他通貨に換算して請求されている場合は、現地代理人の請求日の相場等の換算レートと比較し、著しく乖離がないことを確認していること。

様式第 1 - 1 の別添

- ・全角で入力(スペースも全角)
- ・登記簿と同様の漢字で記載
- ・外国人の場合はアルファベットで記載

役員等名簿(記載例)

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン シツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役
トホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	取締役
カンサイ シロウ	関西 次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役
トッキョ ハナコ	特許 花子	S	55	04	18	F	株式会社訓練	監査役

半角で入力  
(スペースも半角)

・登記簿と同様の役職名を記載(代表取締役「社長」「常務」等、社内役職名は記載不要)  
・監査役も記載願います。

(注)

役員等名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

## 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画

経費合計 1,185,000 - 助成金収入 592,000 = 593,000、  
内、200,000 は 信用金庫から借り入れ予定のため  
自己資金は 393,000 となる

(単位：円)

区分	金額	摘要（資金の調達先等）
自己資金	393,000	
借入金収入	200,000	信用金庫 支店
助成金収入	592,000	中小企業等外国出願支援事業補助金 (補助金が支払われるまでは自己資金で対応)
その他の収入		
計	1,185,000	

「助成金収入」額は、申請書 8 . 内訳  
の「間接補助金交付申請額」と同額

補助金が支払われるまでの資金計画で  
つなぎ融資を受けられる場合は借り入れ先を記入

申請書 8 . 内訳の「外国出願経費合計」と同額